

## 特定空家等の略式代執行の終了について

滝川市江部乙町西11丁目9番52号の所有者不存在の建物について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、令和4年11月24日から略式代執行に着手していましたが、令和4年12月9日に終了しましたのでお知らせします。

### 1 略式代執行した特定空家等の概要

- (1)所在地 滝川市江部乙町西11丁目3849番地6、3849番地114
- (2)家屋番号 3849番6
- (3)種類 居宅
- (4)構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
- (5)延床面積 25.61㎡（登記面積）
- (6)所有者 不存在

### 2 略式代執行の施行内容

- 1の特定空家等の屋根への雪止め金具設置

### 3 実施期間

令和4年11月24日から令和4年12月9日まで

### 4 経過

- 令和4年11月10日 措置内容等の公告
- 11月23日 措置の期限
- 11月24日 略式代執行開始宣言
- 12月9日 略式代執行終了宣言

### 5 状況

実施前



実施後

